

Q4

貿易代金の決済方法のうち、信用状付荷為替手形による決済方法以外の決済方法を教えてください。

A4

信用状付荷為替手形による決済方法以外の貿易代金の決済方法には、「送金による決済」と「信用状なし荷為替手形による決済」などの方法があげられます。

### 1. 送金による決済

送金決済には、商品の受領前に送金を行う前払送金と商品の受領後に送金を行う後払送金があります。前払送金の場合は、輸入者が商品の受取りについてリスクを負い、後払送金の場合は輸出者が商品の代金回収についてリスクを負いますので、送金決済は輸入者と輸出者双方に信頼関係がある場合にできる決済方法といえます。従って、トラブルを避けるためにも売買契約書などの契約に基づいた確実な取扱いをしなければなりません。

#### (1) 送金方法

送金方法には、以下の2通りの方法があります。

- ① 電信送金（T/T：Telegraphic Transfer）
- ② 送金小切手（D/D：Demand Draft）

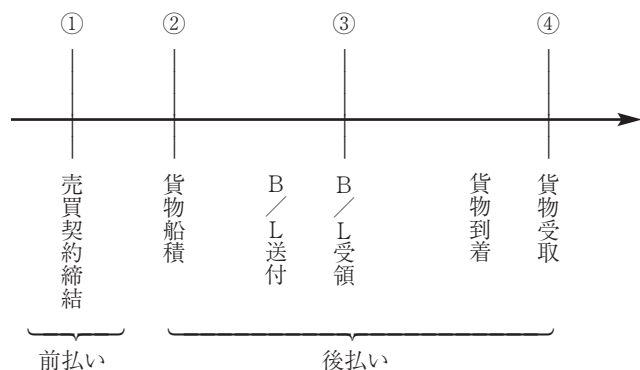
送金小切手は、銀行間の送金を電信扱いで行う電信送金に比べ、相手先への資金到着に時間がかかるという難点があるほか、郵送途中に紛失する危険があります。従って、送金決済には、相手先への資金到着が早く、未着等の照会にもすぐ対応できる電信送金をお勧めします。

#### (2) 送金決済時の契約内容

次に送金決済を行う場合の契約内容ですが、信用状を用いる荷為替決済時の契約書と比べた場合、貿易取引の契約項目のうち、「支払条件」の項目が「送金」に変わるだけで、その他の記入事項に大きな違いはありません。ただし、上述のとおり、前払いか後払いかが輸入者・輸出者の有利・不利に大きく関わってきます。例えば前払送金であれば、輸出者に有利な支払条件となるので、輸入者の交渉次第で売値が下がる可能性があります。従って、支払条件の項目をただ単に送金（Remittance）とするだけでは一般的には不十分といえます。

記載例として、前払いの場合の支払条件項目は、「Remittance in advance by cable to shipper's account No.○○○○○○○○ with xxBank, △△Branch (xx銀行△△支店にある輸出者の口座番号○○

図1 送金決済の支払時期の関係および売買契約書への記載例



記 載 例	
①	Remittance in advance by cable to shipper's account No.○○○○○○○○ with ××Bank, △△Branch
②	Deferred payment by cable remittance to shipper's account No. ○○○○○○○○ with ×××Bank, △△Branch, remittance to be made within 10 days after the shipment
③	Deferred payment by cable remittance to shipper's account No. ○○○○○○○○ with ×××Bank, △△Branch, remittance to be made within 10 days after receipt of B/L
④	Deferred payment by cable remittance to shipper's account No. ○○○○○○○○ with ×××Bank, △△Branch, remittance to be made within 10 days after receipt of cargo

※上記の記載例はひとつの例であり、取引、契約内容等により記載内容は異なります。

○○○○○番の口座へ電信送金による前払送金)」というような契約内容の記載が必要となります。後払いによる場合には、「Deferred payment by cable remittance to shipper's account No. ○○○○ ○○○○ with ×××Bank, △△Branch, remittance to be made within 10 days after receipt of cargo (×××銀行△△支店にある輸出者の口座番号○○○○○○○○番の口座へ電信送金による後払送金、送金は貨物受取後 10 日以内に行うこと)」等の契約内容の記載が必要となります。後払送金においては、船積書類受取後の支払いなのか、あるいは貨物を受取った後の支払いでよいのか等の「支払時期」についても触れておく必要があります。

## 2. 信用状なし荷為替手形 (D/P、D/A) による決済

信用状なし荷為替手形 (D/P、D/A) による決済は、輸出者との関係が深い輸入者、例えば、自社の合弁会社や提携先、あるいは信用状の発行を必要としないような有力会社等と取引する場合に多く用いられる決済方法です。本来、送金によって決済してもよい取引であるが、出荷や入荷と代金の受払の関係を個別に明らかにしたい、あるいは相手国の為替管理法上の要請等から用いられている決済方法です。

### (1) D/Pとは

D/Pとは「Documents against Payment」の略で、「支払渡し」または「支払時書類渡し」のことで、一般に「D/P」と呼ばれています。さらに詳しくいえば、Deliver Documents to buyer against Drawee's Payment of Draft のことで、「手形の名宛人(支払人)が手形を支払うことと引換えに、船積書類を名宛人に渡すこと」となります。つまり、輸出地の銀行から取立に回付されてきた荷為替手形を、輸入地の取引銀行が輸入者に呈示し、手形代金の決済と引換えに船積書類を渡すという方法です。輸入者が取引銀行に手形代金を支払い船積書類を受領した後に輸入者が船会社や航空会社から貨物を受取ることとなるので、手形決済が行われるまで貨物は輸出者の所有となります。

### (2) D/Aとは

D/Aとは「Documents against Acceptance」の略で、「引受渡し」または「引受時書類渡し」のことで、一般に、「D/A」と呼ばれています。さらに詳しくいえば、Deliver Documents to Buyer Against Drawee's Acceptance of Draft のことで、「手形の名宛人(引受人=支払人)が手形の期日支払を引受けることと引換えに、船積書類を名宛人に渡すこと」となります。これは、輸入地の取引銀行で輸入者が輸出者振出しの期限付手形の支払を引受けたときに、書類を受取ることができるという決済方法で、引受が行われるまで貨物は輸出者側の所有となります。

(3) D/P、D/A 決済時の契約内容

D/P、D/A 決済を行う場合の契約内容についても、送金による決済の場合と同様、支払条件と書類の取扱いについては詳細な取決めが必要となります。ここで、船積書類が輸入者の取引銀行から輸入者に引渡される時期と条件について、主な契約上の表現とともに船積日、(手形) 呈示日、引受日、支払日の関係をご紹介します。(日付、日数は仮定の条件で記載しています。)

図2 船積日、(手形) 呈示日、引受日、支払日の関係

	①D/P at sight	②D/A 90 days after sight	③D/A 90 days after B/L date	④D/A due at November 30,2010
船積日	2011年8月1日	2011年8月1日	2011年8月1日	2011年8月1日
(手形) 呈示日	2011年8月10日	2011年8月10日	2011年8月10日	2011年8月10日
引受日	—	2011年8月10日	2011年8月10日	2011年8月10日
支払日	2011年8月10日	2011年11月8日	2011年10月30日	2011年11月30日

① D/P at sight (一覽後支払渡し)

【意味】 輸入者の取引銀行に書類が到着し呈示された時に、輸入者が書類と手形を点検(一覽)し、手形代金を銀行に支払うことを条件に、書類の引渡しを受けることをいいます。

② D/A 90 Days after sight (一覽後90日引受渡し)

【意味】 輸入者の取引銀行に書類が到着し呈示された時に、輸入者が手形と書類を点検(一覽)し、90日後の期日に支払う約束をして引受け、書類を受取り、期日に手形代金を銀行に支払うことをいいます。

③ D/A 90 days after B/L date (船積後90日引受渡し)

【意味】 輸入者の取引銀行に書類が到着し呈示された時に、輸入者が手形を点検(一覽)し、船積後90日の期日を決めて手形を引受け、書類を受取り、期日に手形代金を銀行に支払う条件のことをいいます。

④ D/A due at November 30,2011 (期日払引受渡し)

【意味】 輸入者の取引銀行に書類が到着し呈示された時に、輸入者が書類と手形を点検(一覽)し、期日 2011年11月30日の手形を引受け、書類を受取り、期日に手形代金を銀行に支払うことをいいます。